

共生型グループホーム「白山の里」 重要事項説明書

(高齢者認知症グループホーム)

当事業所はご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方で主治医意見書等にて、認知症と診断されている方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 法人名 | 特定非営利活動法人里・つむぎ八幡平 |
| (2) 法人所在地 | 岩手県八幡平市田頭第12地割20番地 |
| (3) 電話番号 | 0195-76-4424 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 高橋 和人 |
| (5) 設立年月 | 平成 22年 6月 21日 |
| (6) 他の介護保険関連の事業 | 通所介護事業 |
| (7) 他の介護保険以外の事業 | 有料老人ホーム、障害者グループホーム |

2. 事業所の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 種類 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所
平成 26年 4月 1日 |
| (2) 名称 | 共生型グループホーム 白山の里 |
| (3) 所在地 | 岩手県八幡平市田頭第12地割18番地1 |
| (4) 電話番号 | 0195-68-7525 (FAX) 0195-68-7526 |
| (5) 管理者 | 田村 昌 |
| (6) 目的 | 特定非営利活動法人里・つむぎ八幡平が設置するグループホーム 白山の里が行う指定認知症対応型共同生活介護事業の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員等が要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。 |
| (7) 運営方針 | 認知症によって自立した生活が困難になった要介護状態の利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話を行う。 |
| (8) 開設年月日 | 平成 26年 4月 1日 |
| (9) 法令遵守責任者 | 高橋 和人 |
| (10) 保険事業者番号 | 0391400041 |

(11) 利用定員 定員 9 名

(12) 居室数の概要 当事業所では、以下の居室・設備を用意しております。利用される居室は原則として個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
宿泊室（個室）	9 室	8,70㎡を確保しています。
居間・食堂	1 室	52.80㎡を確保しています。
浴室・脱衣所	各 1 室	車椅子の方でもゆったりと入浴できるように脱衣・浴室とも回転スペースを確保し、利用者の状態に合わせて入浴できます。
防火設備		スプリンクラー設備、避難誘導灯設備、消火器、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知、非常用照明、防災ロールスクリーン等
その他		展望談話室、スタッフルーム、トイレ2ヶ所

※上記は、厚生労働省が定めた基準により指定認知症対応型共同生活介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 通常事業実施地域

通常の実業の実施地域 八幡平市

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

（主な職員の配置状況）※職員の配置については指定基準を遵守しています。

- | | | | |
|------------|-------|------|--------------|
| 1. 管理者 | 1 名 | （兼務） | 事業内容調整 |
| 2. 介護支援専門員 | 1 名 | （兼務） | サービスの調整・相談業務 |
| 3. 介護職員 | 4 名以上 | | 日常生活の介護・相談業務 |
| 4. 看護師 | 1 名 | | 健康チェック等の医療業務 |

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つのサービスがあります。

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付されるサービス
(介護保険の給付の対象となるサービス) |
| (2) 利用料金の全額を語形役者に負担いただくサービス
(介護保険の給付対象とならないサービス) |

(1) 介護保険の対象となるサービス

以下のサービスについて、利用料金の9割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割負担の金額となります。

（サービスの概要）

当事業所において、日常生活の世話を行います。

- ① 食事 ・ 共同生活の一環として利用者とともに調理をします。

- ・ 当事業所では、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・ ご契約者の自立支援のため離床して食事を摂っていただくことを原則としています。
- ② 健康管理 ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握に努めます。
- ③ 入浴 ・ 入浴又は清拭を行います。
・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ④ 排泄 ・ 利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても援助を行います。

(2) サービスの利用料金

① 要介護度別利用料金

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額	759円	795円	818円	835円	852円

※ 食費及び宿泊に要する費用は別途いただきます。

※ 介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更いたします。

② 初期加算（1日につき）

事業所と契約した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記の通り加算分の自己負担が発生いたします。

初期加算自己負担額（30日まで）	30円（1日あたり）
------------------	------------

③ 医療連携体制加算（1日につき）

1日39円が加算されます。

④ サービス提供体制加算Ⅱ（1日につき）

1日6円が加算されます。介護・看護職員のうち、常勤の割合が75%以上配置されている場合加算されます。

⑤ 夜勤ケア加算（1日につき）

1日50円が加算されます。夜間・深夜帯に一定の職員配置を行っている場合に加算されます。

⑥ 介護職員処遇改善加算

介護職員の処遇改善を目的とした加算です。基本保険料に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数に8,3%を乗じた単位数で算定します。利用者は1割負担となります。

※下記の加算については、当事業所において厚生労働省の定める加算要件が整った場合に限り必要となる場合があります。

⑦ ~~退去時相談援助加算~~ (400円/1回のみ)

利用期間が一カ月を超える利用者の退去時に、福祉サービスについての相談援助を行い、かつ、退去の日から2週間以内に当該利用者の介護状況等の必要な情報提供を行った場合に必要となります。ただし、在宅復帰であり家族等の同意を得た場合となります。

⑧ ~~看取り介護加算~~ (①44円/1日につき。ただし、死亡日以前4日以上30日以下)

(②死亡日の前日及び前々日 1日につき680単位 ③死亡日 1日につき1280単位)

医師が、医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、利用者またはその家族等の同意を得て、当該事業所が整備する〔看取りに関する指針〕に定める介護計画に基づき介護を行うことの同意を得た場合に必要となります。

⑨ 認知症専門ケア加算 (II) (8円/1日につき)

認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者割合が50%以上となり、認知症介護に関わる専門的研修(認知症介護実践リーダー研修)を終了した者を厚生労働省の定める基準で配置し、技術的指導に関わる会議を定期的で開催する体制が整った場合に必要となります。

⑩ 認知症専門ケア加算 (III) (4円/1日につき)

認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、認知症介護の指導に関わる専門的研修(認知症介護指導者研修)を修了した者を(Ⅰ)の基準に加え、1名以上配置し、認知症ケアの指導を実施すると共に、当該事業所における研修計画を作成し、研修を実施する体制が整った場合に必要となります。

⑪ サービス提供体制加算 (II) (18円・12円/1日につき)

当該事業所の介護従事者の総数の内、介護福祉士の資格を有する者の占める割合が50%以上配置され、厚生労働省の定める人員基準に適合している体制が整った場合に必要となります。

⑫ 認知症行動緊急対応加算 (200円/入居日から7日間)

医師が、認知症の行動・心理状態が認められるために在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断し、入居した場合に必要となります。

⑬ 若年性認知症受入加算 (120円/1日につき)

若年性認知症利用者の方を受け入れ、個別の担当者を定め介護を行った場合に必要となります。

(2) 介護保険の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

(サービスの概要)

① 家賃 (利用者の宿泊に要する費用です)

1ヶ月 30,000円 (日数にかかわらず月単位で計算します)

② 食費 (利用者の食事に要する費用です)

1ヶ月 34,500円 (日数にかかわらず月単位で計算します)

③ 光熱水費

1ヶ月 9,000円 (日数にかかわらず月単位で計算します)

④ 冷暖房費・運営費

1ヶ月 12,000円 (日数にかかわらず月単位で計算します)

⑤ その他 (実費の対象となる費用)

おむつ代(オムツ・尿取りパット等)、理美容代に加え、事業所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担する事が適当と認められる費用につき、実費を徴収します。

- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。
その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 か月前までにご説明します。

上記のほか、自己負担額が発生する場合は事前にご説明ご連絡いたします。

(3) 利用料金のお支払方法

前記の料金・費用は、利用月の翌月 10 日までにご請求いたしますので、指定日までに銀行振込み・現金持参の、いずれかの方法でお支払い下さい。

* 振込先

岩手銀行 平舘支店 普通預金 2058790

口座名： 特定非営利活動法人 里・つむぎ八幡平

理事長 高橋 和人

(4) けが、病気等により、入院された場合

入院期間にかかわらず、部屋代のみ有料とさせていただきます。

入院が 30 日を超える場合には、ご家族と相談のうえ、利用を中止させていただく場合もあります。

(5) 利用の中止、変更

利用者の都合により、認知症対応型共同生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日変更または中止することがあります。

(6) その他

・設備・器具の利用

館内の設備や器具は、職員の指示、本来の用途に従いご使用願います。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】 施設長 高橋 和人 （たかはし かずひと）

【職名】 管理者 田村 昌 （たむら まさる）

【職名】 介護支援専門員 八重畑 祐子 （やえはた ゆうこ）

（電話） 0195-68-7525 （FAX） 0195-68-71

○受付時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○ 八幡平市役所健康福祉課 0195-76-2111

○ 八幡平市社会福祉協議会 0195-74-4400

○ 盛岡北部行政事務組合 0195-74-2716

○ 国民健康保険団体連合会 019-604-6700

○ 岩手県社会福祉協議会 019-637-4255

などにも相談

8. 運営推進会議の設置

当事業所では、利用者及び市町村職員並びに地域住民の代表等に対し、提供するサービス内容等を明らかにするとともに地域との連携を保ち、さらにはその提供するサービスの質の確保及び向上を図るために、運営推進会議を設置し2ヶ月に1回程度開催します。

9. 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を確保しながら、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関>

国民健康保険西根病院	所在地	岩手県八幡平市田頭22-79-1
	電話番号	0195-76-3111
あすみのクリニック	所在地	岩手県滝沢湯舟沢479-2
	電話番号	0195-688-6566

<協力歯科医療機関>

ムラキ歯科クリニック	所在地	岩手県岩手郡岩手町大字五日市第11地割 上苗代沢131-2
	電話番号	0195-61-1101
岡田歯科医院	所在地	岩手県八幡平市大更第25地割117-2
	電話番号	0195-76-3613

10. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、事前の打ち合わせにより速やかに主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。又、緊急連絡先に連絡します。

10.1. 非常災害時の対応

別途定める消防計画にのっとり対応を行います。また、防災訓練を年2回以上、利用者も参加し行います。

10.2. 事故発生時の対応

サービスの提供により発生した事故に対しては、ご家族・市町村介護保険担当課等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。又、賠償すべき事故に対しては、当事業所加入の損害保険より、その範囲内において賠償いたします。

10. 秘密保持

当事業所では、業務上知り得たご利用者及びご家族に関する秘密は漏らしません。

但し、介護保険事業により、利用者の介護に関する事業者間の連絡調整の為に開催されるサービス担当者会議等において必要がある場合は、限定的な範囲で個人情報を提供することがあります。

11. サービス利用にあたっての留意事項

- ・当事業所内は禁煙となっておりますので、ご協力ください。
- ・他の利用者の迷惑になるような行為はご遠慮ください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・施設内で他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

特定非営利活動法人 里・つむぎ八幡平

個人情報保護に対する基本方針

特定非営利活動法人里・つむぎ八幡平（以下「法人」という）は、入居者の個人情報を社会的な義務として守らなければならないと考えております。

プライバシーを守るといことは入居者の人権を守る上で極めて重要なことであり、個人情報は、2005年(平成17年)4月に個人情報保護法の制定に伴い、介護施設においても厳しく法律を守らなければならないとされております。したがって、当法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適正且つ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し個人情報に関連する法令その他、関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得、利用、第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ② 個人情報の取得にあたり、本人および家族の同意を得た上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知又は公表し、その範囲内で利用します。
- ③ 当法人が委託をする医療、介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、且つ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2 個人情報の安全性確保の措置

- ① 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、または毀損の予防及び是正のため、当法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

3 個人情報の開示、訂正、更新、利用停止、削除、第三者提供の停止等への対応

当法人は、本人が自己の個人情報について、開示、訂正、更新、利用停止、削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。

これらを希望される場合は、個人情報相談窓口（電話0195-76-4424）までお問い合わせください。

4 苦情の対応

当法人は、個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適切且つ迅速な処理に努めます。

特定非営利活動法人 里・つむぎ八幡平
理 事 長 高橋 和人

特定非営利活動法人里・つむぎ八幡平

個人情報の利用目的

特定非営利活動法人里・つむぎ八幡平では、個人情報保護法及び入居者の権利と尊厳を守り、安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」のもと、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的及び利用範囲】

- 1 事業所内部での利用目的
 - ① 事業所が利用者等に提供する介護サービス
 - ・ 日常の介護サービス
 - ・ 介護計画の立案
 - ② 介護保険事務（国保連への請求業務）
 - ③ 介護サービスの利用に係る事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 介護保険事務
- 2 他の介護保険事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - ① 事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 居宅介護支援事業所等との連携、サービス担当者会議、照会への回答等
 - ・ 利用者及び身元引受人が医療サービスの利用を希望している場合、外部の医師の意見、助言を求める必要がある場合
 - ・ 家族等への心身の状態説明
 - ・ その他の業務委託
 - ・ その他、緊急を要する時の連絡等の場合
 - ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又保険者からの照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談、届け出等

【上記以外の利用目的及び利用範囲】

- 1 事業所内部での利用に係る利用目的
 - ① 事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料（カンファレンス実施等）
 - ・ 事業所等において行われる学生等の実習の協力
 - ・ 事業所等において行われる事例研究等
 - ・ 居室のネームプレート（表札）の表示
 - ・ 当事業所発行の広報誌への写真、氏名の掲載
- 2 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ① 事業所の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

【使用条件】

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しません。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

特定非営利活動法人 里・つむぎ八幡平
理 事 長 高橋 和人

指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【事業所】

所在地 岩手県八幡平市田頭第12地割18番地1
名称 認知症対応型グループホーム 白山の里

【説明者】

職名
氏 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、認知症対応型グループホーム白山の里についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。なお、本書面記載事項、利用料金及び個人情報の使用にあたる利用範囲とその内容について併せて同意します。

平成 年 月 日

【利用者】

住所
氏 _____ 印

【代理人】

住所
氏 _____ 印